

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

94

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

土地改良事業関係補助金における交付決定前着工制度の導入

提案団体

埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行規定】

農地整備事業などの土地改良事業関連補助金については、要綱等において「交付決定前着工届」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。

【支障】

ほ場整備事業においては、早期執行の観点等から、通常は年度内で工事を完了している。

工事着手前に策定する換地計画原案については、土地改良事業関係補助金による業務委託により実施している。しかし、土地所有者との調整に時間を要し、年度を跨いで業務委託を実施する事例も生じている。

当該地区において、年度内に工事を完了するには、7月中旬に換地計画原案を策定して、工事発注を行わなければならない。

そのため、年度当初から換地業務を委託するなど換地計画原案の策定に向けた準備を行う必要があるが、国の交付決定日が例年5月であるため、約1か月業務を実施することができず、工事進捗の遅延につながっている。

年度内に工事が完了しないと、翌年度春からの作付け作業が実施できない等の支障が生じる可能性があるため、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても交付決定前着工届制度を導入されたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業が長期化し年度が跨ぐことにより前年に引き続き事業実施の必要性がある場合など、年度当初から事業委託等行わなければならない場合に、交付決定前着工が可能となることで、円滑な事業継続が可能となり、効率的な事業執行が図られる。

根拠法令等

土地改良事業関係補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、福島県、ひたちなか市、長野県、静岡県、徳島県、大村市、熊本市

○近年は本市が所管となる団体営土地改良事業の事業実施がないことから支障事例はない。
なお、本市内においては複数の県営土地改良事業(農地整備事業)を継続実施しており、全体事業期間(6~8年)から考慮すると計画的な工事進捗を行うために、交付前着工制度の導入が期待される。

○ほ場整備事業においては、翌年度春の作付けを目指して事業実施しているところであるが、例年どおり5月の国の交付決定後の事業実施となった場合、冬期間まで面工事(基盤整地)を実施する工程となってしまう。当県は、冬期間、降雪等により作業作業休止となる日も多く、作業工事進捗の遅延等につながっており、早期の事業着手を図るため、交付決定前着工制度を導入されたい。

○左記の支障事例によると、農林水産省所管の農業農村整備事業内に括られる事業のなかで、交付決定前着工制度があるものと無いものがあることになっている。新規実施地区において、交付決定が遅くなることで関係者より問合せを受けることがあったため、早期着手が実現できるよう、事業内で統一すべきである。

○本県のほ場整備工事は作付に影響しない冬工事による施工が一般的であるが、積雪寒冷地であるため、田面の仕上げ工事は品質を確保する観点から、雪解け後の4月上旬から、代かきが始まる5月上旬までの限られた期間に施工せざるを得ない状況。現在は補正予算で仕上げ工事を施工しているが、補正予算の措置については不確実である。補正予算が措置されなかった場合は通常予算を繰越して施工することになり、通常予算の適正な執行の妨げになる。「交付決定前着工」の制度を取入れることにより、計画的で効率的な事業の遂行が図られると思慮される。

○国の交付決定が5月にあり、その後すぐに工事の発注手続を行っても契約が7月以降となることから、工事の進捗に支障が生じている。

○本県におけるほ場整備事業について、特に県南部の早期米生産地帯では、稲刈り後(8月)速やかに着工し、翌年の耕作を開始する2月頃までに工事を完了する必要がある。このため、年度当初速やかに設計業務や換地業務に取りかかる必要があることから、交付決定前着工が可能となれば円滑な事業執行が可能となる。また、その他の土地改良事業においても、交付決定前着工が可能となれば、特に緊急性や必要性を要するものなどに臨機応変に対応できる。このため、農山漁村地域整備交付金等と同様に交付決定前着工の制度化が望まれる。

○債務工事に伴う仮設道路等の借地料は年度跨ぎで連続的に発生するが、2か年目の補助金の交付が受けられるまでの間、補助事業による借地契約を一旦解除し、同日付けで県単独費で借地契約を結び、新年度補助金交付決定日後再度県単独費の契約を解除し、同日付けで補助事業による借地契約を結んでおり、非常に煩雑であり、県のみでなく地権者にも煩雑な作業を強制することになる。前年度末に交付前着工届を提出することで、補助金交付前に事業執行が可能となれば、期間延長により切れ目の無い借地が可能となる。

各府省からの第1次回答

補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであるが、土地改良事業関係補助金に係る事業の実態を把握の上、公益上真にやむを得ないと認められる事業については、交付決定前着工の導入について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本事業の円滑な事業継続に支障を生じさせないよう、平成31年度から交付決定前着工届を導入していただきたい。

「公益上真にやむを得ないと認められる場合においては、交付決定前着工届制度が導入されている農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業を円滑に実施する観点等から幅広く導入していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

「公益上真にやむを得ないと認められる事業」とはいかなる事業か、また同一事業地区内にあっても当該年度に実施予定の事業工種によって判断されるのか、明確にしていきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであり、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上真にやむを得ないと認められる場合については、例外的に交付決定前着手が認められていることから、これに該当すると認められるものについては、交付決定前着手の導入について検討してまいりたい。

なお、今回の支障事例であるほ場整備事業については、通常、複数年の事業計画となっており、国庫債務負担行為制度等を活用することにより、施行時期の平準化が図られるものと考えられることから、交付決定前着手制度の導入は認められない。

また、工事の早期着手の観点から、引き続き速やかな交付決定となるよう努めてまいりたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(9)土地改良事業関係補助金

土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手に資するため、毎年可能な限り早期に行う。